

福 生 市

子育て情報

ガイド

BOOK



スマホでもご覧ください！
こちらのQRコードから
子育てするなら ふっさ情報サイト
「こふくナビ」にアクセスできます。



令和7年度版

これから出産・子育てをするみなさんへ

初めての妊娠、出産、子育て、初めてばかりで不安だと思います。

上の子がいる方も、お子さんはそれぞれ違うので、慣れていても、その子、その子で悩むことは多いし、2人以上の子育てはさらに大変ですね。

でも、悩んでいるのはあなただけではありません。

みんな悩んでいます。可愛く思えないことだってあります。

でもあなたなりに、お子さんと向かい合ってあげれば、大丈夫です。

福生市はこれから出産する方、子育てをする方全ての人を応援します。

一人で悩まず、気負わない子育てをするお手伝いをしたいと思っています。

福生市 子ども家庭部 こども家庭センター課



スマートフォンでご覧いただくと便利です！

本誌では、掲載されている事業の多くが、「ふっさ子育て情報サイト こふくナビ」や「ふわふわカレンダー」(子育てイベントカレンダー)からご覧いただくことが可能です。

紙面掲載の QR コードから移動先に詳しい情報がありますので、気になる事業はチェックしてください。



ふっさ子育て情報サイト こふくナビ のQRコードはこちら→

←ふわふわカレンダー のQRコードはこちら



※掲載されている各種イベント等の日時は発行日時点のものです。

発行後に変更・中止等の可能性もありますので、必ず各問合わせ先や広報ふっさ、市ホームページをご確認ください！

も く じ

妊娠がわかったら.....	1
こども家庭センター.....	1
母子健康手帳の交付.....	2
伴走型支援事業.....	2
妊婦健康診査.....	3
里帰り等妊婦健康診査費助成金事業.....	3
パパママクラス.....	3
産前・産後支援ヘルパー事業.....	3
入院助産制度.....	4
ふっさ子育てまるとくカード事業.....	4
福祉バスをご利用ください.....	5
赤ちゃんが生まれたら.....	6
出生届を出しましょう.....	6
新生児訪問指導事業（赤ちゃん訪問）.....	6
育児ギフト.....	6
バースデーサポート事業.....	6
産後ケア事業.....	7
新生児等聴覚検査.....	7
新生児等聴覚検査費助成金事業.....	7
乳幼児健康診査.....	8
すくすく歯科健診（乳幼児歯科健康診査）.....	8
赤ちゃんはじめての絵本事業.....	8
すくすくベビークラス.....	9
離乳食教室.....	9
助産師と話そう.....	10
育児相談.....	10
福が生まれる 子育て動画 シリーズ.....	11
予防接種.....	12
予防接種の種類.....	12
予防接種の受け方.....	13
予防接種・子育て健康ナビ.....	13
幼稚園・保育園.....	14
幼稚園.....	14
私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金.....	14
幼稚園の2歳児定期利用保育.....	14
保育園（認可保育所・認定こども園・小規模保育園）.....	15
定期利用保育.....	17

認証保育所利用助成	18
一時預かり保育	18
休日保育	19
年末保育	19
病児保育	20
病後児保育	20
ベビーシッター利用支援事業	21
認可外保育施設の利用について	22
育児のサポート	23
ファミリー・サポート・センター	23
乳幼児ショートステイ	23
障害児ショートステイ	24
保育所等訪問支援	25
居宅訪問型児童発達支援	25
福生市児童発達支援センター	26
児童発達支援	26
子育てサロンや子育てひろば	28
子育てサロン	28
子育てサロン（弥生保育園）	28
多文化キッズサロンうえるかむ	29
子育てひろば	29
なかよしクラブ	29
学校に入学したら	30
住所を変更したときの手続き	30
小・中学校の特別支援教育	31
教育相談室	33
放課後等デイサービス	34
学童クラブ	37
ふっさっ子の広場	39
医療機関	40
市内の産科・婦人科・小児科のある医療機関	40
市内の助産院	40
救急医療指定病院	40
休日・準夜診療	41
医療機関案内サービス等	41
相談したい	42
子育て総合相談	42
児童に関するあらゆる相談	42
障害者（児）相談	42
発達に関する相談	42
巡回相談	42

身近な地域での相談・・・・・・・・・・・・・・・・	43
ひとり親家庭、女性相談・・・・・・・・・・・・・	43
女性等悩みごと相談・・・・・・・・・・・・・・・・	43
その他相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
各種手当・助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・	44
児童手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
乳幼児医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・	44
義務教育就学児医療費助成制度・・・・・・・・	45
高校生等医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・	45
自立支援医療（育成医療）制度・・・・・・・・	45
児童育成手当（障害手当）・・・・・・・・・・	46
特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・	46
中等度難聴児補聴器購入費助成事業・・・・・	46
ひとり親家庭等への各種制度・・・・・・・・	47
市内の公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
児童館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
体育館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
公民館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
市内の主な公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
おむつがえ・授乳室がある施設（赤ちゃん・ふらっと）	53
みんなの力で防ごう 児童虐待・・・・・・・・・・	54
養育家庭制度（ほっとファミリー）・・・・・・・・	55
ご存知ですか？子どもの権利条約・・・・・・・・	55
子ども・子育てに関する機関の電話番号・・・・・	56



妊娠がわかったら

こども家庭センター

児童福祉法の改正に伴い、児童福祉機能と母子保健機能を統合したこども家庭センターが令和6年4月に設置されました。

こども家庭センターでは、母子健康手帳の交付から、妊娠・出産・子育て期におけるさまざまな悩みや質問に、専門職が面談や電話相談等による支援を行います。子どもからの相談にもお応えします。

困った時はひとりで悩まず、ご相談下さい。

●子どもや家庭などへの支援に関すること(こども家庭支援係)

子どもとその家族や妊産婦を対象に、専門的な福祉相談を行います。

- ・子育て総合相談 ・子どもの虐待の相談 ・ひとり親家庭相談 ・女性相談
- ・産前産後支援ヘルパー事業 ・乳幼児ショートステイ
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金
- ・母子及び父子福祉資金貸付制度 他

●母子保健・子育て支援に関すること(母子保健係)

妊産婦や乳幼児、その保護者を対象に、妊娠期から子育て期の相談に応じます。

- ・母子健康手帳の交付 ・パパママクラス ・新生児訪問 ・育児相談
- ・産後ケア事業 ・妊婦のための支援給付 ・乳幼児健康診査
- ・発達が気になるお子さんへの支援(巡回相談・個別相談) 他

【問合せ】 こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555
 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

母子健康手帳の交付

妊娠したらこども家庭センターで妊娠届を出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳と一緒に「母と子の保健バッグ」をお渡しします。母子健康手帳交付と面談は原則予約制です。医療機関から母子健康手帳を準備するよう言われたら、こども家庭センターで予約しましょう。

母と子の保健バッグの中身は？	○母子健康手帳 ○妊婦健康診査受診票 ○出生通知票※1 ○妊娠・出産・育児に関する冊子 ○新生児聴覚検査受診票 など
母子健康手帳って？	お母さんと子どもの健康や予防接種などの記録のために長く使用するものです。
どこでもらえるの？	こども家庭センター（保健センター）
必要なものは？	① 個人番号カード又は通知カード ② ①で通知カードを持参する方は運転免許証、パスポート、在留カード等の本人確認書類 ③ 妊婦本人の口座番号がわかるもの：通帳、キャッシュカード等 ④ 妊娠を診断した医師の氏名 ⑤ 予定日等が記載された書類：医療機関等から発行された場合はご持参ください。
問合せ	こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

※1 出生通知票は、出産後、「出生届」とともに総合窓口課に提出してください。

※母子健康手帳交付時に、保健師との面談（予約制）を行います。国の出産・子育て応援給付金によるギフトを配布するために必要な面談ですので、必ず受けましょう。

こども家庭センターで面談を受けることが難しい場合は御相談ください。

伴走型支援

すべての妊婦さんと子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、身近で相談に応じ支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に行います。

伴走型相談支援	① 妊娠届出時面談：妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等と一緒に確認します。 ② 妊娠8か月面談：妊娠7か月頃にアンケートを送付します。希望者等に対し面談を行い、出産に向けて必要な支援等の御相談に応じます。 ③ 出産后面談：出産後の不安なことや困りごとについて御相談を受け、利用できる支援につなぎます。
経済的支援	妊娠届出及び新生児訪問等の際に申請ができます。
問 合 せ	こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

妊婦健康診査

妊娠届提出時にお渡しした「母と子の保健バッグ」の中に、「妊婦健康診査受診票」「妊婦子宮頸がん検診受診票」「妊婦超音波検査受診票」が入っています。この受診票で、都内の契約医療機関及び助産院で診察などの費用の一部が免除されます。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

里帰り等妊婦健康診査費助成金事業

福生市が交付した妊婦健康診査受診票の使用できない医療機関等で妊婦健康診査を受診した方には、妊婦健康診査費の助成制度があります。詳しくは母子保健係にお問い合わせください。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

パパママクラス

これからお父さんお母さんになる方を対象に歯科医師、助産師、栄養士、保健師などが妊娠、出産、子育てなどについてお話をします(全4日制)。経産婦の方もお気軽にご参加ください。予約制です。開催日や時間などは母子保健係にお問い合わせください。市ホームページに「福が生まれる子育て動画①-沐浴編-」を載せていますので、参考にご覧ください。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

産前・産後支援ヘルパー事業

妊娠期から出産後の体力が回復するまでの間に、育児や家事援助等が必要な妊婦さんや産後ママがいる家庭にヘルパーを派遣して産前・産後の生活をサポートし毎日の生活リズムを築く援助をするサービスです。

利用対象	・福生市在住の方 ・家族等から日中援助を受けられず、日常生活に支障をきたす方 ・体調不良等で家事・育児等ができない方 等
利用期間	母子健康手帳取得後から出産後6ヶ月以内（多胎の場合は1年以内）
利用方法	【利用回数】 1日2回まで 【利用料金】 1時間 700 円 【利用時間】 午前8時から午後7時までの間で1日4時間以内 ※事情によりキャンセルする場合はサービスを受ける前日の午後5時までに連絡があれば、キャンセル料は発生しません。 午後5時以降はキャンセル料が発生します。 ※利用負担額はヘルパーの方に支払っていただきます。 ※1月1日から3日までは休業です。
問合せ	こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555

入院助産制度

出産にあたり、保健上必要であるにもかかわらず経済的な理由で病院または助産所に入院できない方に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所での出産費用を助成する制度です。申請にあたっては、事前相談が必要になります。

【問合せ】こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555

ふっさ子育てまるとくカード事業

この事業は、子育て世帯（中学生以下の子ども又は妊婦がいる世帯）を応援する事業です。カードを提示すると市内の協賛店が提供する特典（サービス）が受けられます。カードは「福生市LINE公式アカウント」から申請でき、登録完了後はスマートフォン上に表示されます（紙カードの発行を希望する場合は、市役所のほか、子ども応援館、わかぎり・わかたけ会館、各児童館、保健センターで発行します）。

【問合せ】子ども政策課 子ども政策係 TEL042-551-1733



「福生市 LINE 公式アカウント」QR コード

福祉バスをご利用ください

福祉バスは、月曜日から土曜日まで、福生コース、中央コース、熊川コースの3コースを1日7便運行しています。利用料は、無料です。(日曜、祝日、年末年始は運休)利用するには申請が必要です。また、利用登録証が発行されますので、乗車の際は、利用登録証を提示してください。

利用 対象者	市内在住で ①妊娠中の方 ②乳幼児・未就学児 ③特別支援学級在籍児童・生徒 ④60 歳以上の方 ⑤各種障害者手帳をお持ちの方 ※登録者1名につき、介助者・保護者の方1名まで同乗できます。
申請に 必要なもの	①利用対象者であることがわかるもの(母子健康手帳・障害関係の手帳等) ②市内住所と年齢を確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)
申請受付 場所等	福生市役所(介護福祉課・障害福祉課・子ども育成課)、福祉センター、こども家庭センター、保健センター、れんげ園、ハッピーウイング、児童館(田園・武蔵野台・熊川)、教育センター(子ども応援館内)、特別支援学級(1・2・6小、1中)、図書館(中央・わかぎり・わかたけ)、さくら会館 ※受付時間は、各施設の業務時間内となっています。
問合せ	介護福祉課 高齢者支援係 TEL042-551-1751 社会福祉協議会 TEL042-552-2121(代表)

赤ちゃんが生まれたら

出生届を出しましょう

届出期間	生まれた日を含めて 14 日以内
届出人	父または母(ただし、婚姻中でない場合は母)
届出先	届出人の所在地、父母の本籍地、または生まれたところの市区町村
必要なもの	・出生届 1通(医師または助産師の証明が必要) ・母子健康手帳 ・来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)
問合せ	総合窓口課 総合窓口係 TEL042-551-1595

新生児訪問指導事業(赤ちゃん訪問)

赤ちゃんが生まれたお宅に、助産師等が家庭訪問し、発育・育児等の相談やサービスの紹介等を行っています。母子健康手帳交付時にお渡しする「出生通知票」を出産後、出生届とともに総合窓口課へ提出してください。折り返し母子保健係から訪問のお約束の電話をします。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

育児ギフト

妊娠届出時、または、妊婦さんが転入した際に母子保健係で、保健師が面談し、妊娠・出産・育児の相談や子育てサービスの情報等をお知らせします。

その後、面談した妊婦さんを対象に、育児ギフトを贈呈し、お子さんと保護者の心身の健康の増進を図ります。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

バースデーサポート事業

1才のお誕生日を迎えたお子さまのいる世帯の育児を応援するため、対象のご家庭に育児に関するアンケートを依頼し、ご回答いただいたご家庭にはギフトを贈呈します。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

産後ケア事業

出産後、心身の不調や育児不安等により、支援を必要とするママと赤ちゃんに対して、宿泊、通所、訪問で専門助産師が産婦の心身ケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう産後の生活を支援します。子育てに不安を抱えるパパの支援も行います。ご相談ください。

利用対象	○福生市に住民登録がある産後6か月未満の産婦と赤ちゃん ＊居宅訪問(アウトリーチ)型のみ産後1年未満 ○母子ともに医療行為の必要がない方	
利用内容	○ママのケア(健康状態の確認、乳房ケア、休養の確保など) ○赤ちゃんのケア(健康状態の確認、沐浴、体重測定など) ○育児のサポート(授乳指導、沐浴指導、育児相談など)	
利用日数	短期入所(ショートステイ)型 4泊以内・通所(デイサービス)型 5日以内・ 居宅訪問(アウトリーチ)型5日以内	
利用料金	短期入所(ショートステイ)型 (原則午前10時から午前10時)	1泊 6,000 円 1泊追加につき 6,000 円
	通所(デイサービス)型 (午前10時から午後4時)	1日 2,500 円
	居宅訪問(アウトリーチ)型 (午前9時から午後4時の間で1回につき概ね2時間)	1回 1,500 円
	＊生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は、自己負担が免除されます。 ＊上記以外の方も、自己負担額から1人 2,500 円上限、5回まで自己負担額が減額されます。 ＊多胎児の場合は、加算があります。詳細はお問い合わせください。	
問合せ	こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312	

新生児等聴覚検査

出産後、おおむね3日以内に実施する新生児聴覚検査について、「新生児聴覚検査受診票」により検査費用の一部を助成します。「受診票」は妊娠届提出時にお渡しした「母と子の保健バッグ」に入っています。なお、出産した医療機関等で聴覚検査ができない場合は、生後 50 日までに指定医療機関で検査を実施してください。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

新生児等聴覚検査費助成金事業

福生市が交付する「新生児聴覚検査受診票」の使用できない医療機関等で聴覚検査を受診した方には、新生児等聴覚検査費の助成制度があります。詳しくは母子保健係にお問い合わせください。

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

乳幼児健康診査

赤ちゃんの健やかな成長のための健康診査です。病院で受診する個別健診とこども家庭センター（保健センター）で行う集団健診があります。集団健診の実施日時は個別に通知します。忘れずに受診しましょう。

	1 か月児	3 か月児	6 か月児 9 か月児	1 歳 6 か月児 3 歳児
受 診 場 所	出産した 病院など	こども家庭センター （保健センター）	都内指定 医療機関	こども家庭センター （保健センター）
内 容 ※ 1	①～③等	①～④等	①～③等	①～⑤等
持ち物※2	⑥⑦	⑥⑦⑨⑩	⑥⑦⑧	⑥⑦⑨⑩
特 記 事 項		産婦健診		3 歳児は視能検査
そ の 他		個別通知あり		個別通知あり

※1 ①身長体重測定 ②内科診察 ③育児相談 ④栄養相談 ⑤歯科診察

※2 ⑥母子健康手帳 ⑦資格確認書等 ⑧受診票（3か月児健診時に配布）⑨郵送されたもの ⑩バスタオル（保温用）

【問合せ】こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

すくすく歯科健診（乳幼児歯科健康診査）

乳幼児を対象に歯科健診を行っております。

実施日、時間等は「広報ふっさ」にてご確認ください。母子保健係にお問い合わせください。

内 容	歯科診察（3歳 11 か月まで） フッ素塗布（1歳 10 か月～3歳3か月まで）
受診場所	こども家庭センター（保健センター）
持ち物	・母子健康手帳 ・歯ブラシ（フッ素塗布の場合は、2本） ・コップ ・フェイスタオル
特記事項	予約制です。母子保健係にお申込みください。
問 合 せ	こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

※市のホームページに「福が生まれる子育て動画③-歯科編-」を載せていますので、参考にご覧ください。

赤ちゃんはじめての絵本事業

絵本を通して、豊かな親子関係を築いていただくことを目的として、3か月児健康診査時に絵本の贈呈を行っています。

【問合せ】子ども政策課 子ども政策係 TEL042-551-1733

すくすくベビークラス

お子さんの成長に沿った子育て情報を発信し、お母さんたちが自信をもって子育てができるよう「すくすくベビークラス」を開催します。

赤ちゃんとのふれあい遊びや、お母さん同士の交流ができる場となっています。

母子健康手帳をご持参ください。(要予約・参加費無料)

	内 容	実施日等
ねんねの頃 (生後2か月～5か月頃)	・赤ちゃんとの生活について ・赤ちゃんとのふれあい遊び ・予防接種について ・身体測定など 	「広報ふっさ」「福生市ホームページ」をご確認ください。 午前 10 時～11 時 30 分
おすわりの頃 (生後6か月～1歳頃)	・おすわりの頃の親子遊び ・絵本の読み聞かせ ・歯・食事の話 ・事故防止の話 ・身体測定など 	「広報ふっさ」「福生市ホームページ」をご確認ください。 午前 10 時～11 時 30 分
場所	こども家庭センター(保健センター)	
問合せ 申込み	こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312	

離乳食教室

離乳食教室を初期・中期食と中期・後期食に分けて開催しています。調理のデモンストレーションや試食、栄養相談も行っていますので、参加して分からないこと、不安なことを解消しましょう。

●初期・中期食 (要予約・参加費無料)

内容	離乳食(初期・中期食)の作り方、進め方、離乳食の試食
対象	4か月～6か月の乳児
実施日等	毎月1回実施 午前 10 時～11 時 30 分

●中期・後期食(要予約・参加費無料)

内容	離乳食(中期・後期食)の作り方、進め方、幼児食のお話、離乳食の試食
対象	7か月～1歳未満の乳児
実施日等	「広報ふっさ」「福生市ホームページ」をご確認ください。 午前 10 時～11 時 30 分

【場所】 こども家庭センター(保健センター)

【問合せ・申込み】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

※「福が生まれる子育て動画②-離乳食編-」も、参考にご覧ください。

助産師と話そう

公益社団法人東京都助産師会 西多摩分会に所属している助産師の皆さんによる無料の相談会です。産後ママ、妊婦さん、これから出産を考えている方等、ぜひ、お越しください。

開催日時	令和7年度は、奇数月の第4金曜日 午前 10 時～正午まで。10 時 30 分頃から「助産師からのちょこつと話」があります。(テーマは下記参照)講話の後には個別相談も行っています。
対象	産後ママ、妊婦さん、これから出産を考えている方 等 時間内の出入り自由、市外の方も参加できます。
開催場所	福生市子ども応援館1階 子育て地域活動室
内容	妊娠相談、産後の相談、母乳相談、育児相談、思春期・更年期の相談 他

【助産師からのちょこつと話】

日にち(令和7年度)	内 容
令和7年5月 23 日	産後クライシス
7月 25 日	夏の過ごし方
9月 26 日	私のお産・育児を語り合ってみませんか？
11月 28 日	抱っこひもの活用法
令和8年1月 23 日	卒乳について
3月 27 日	妊娠期から授乳期全般のおっぱい何でも相談

【問合せ】 まるやま助産院 丸山 知映 TEL090-3524-2987

時間内の出入りは自由です。市外の方も参加できます。

※都合によりテーマが変わる場合があります。ご了承ください。

育児相談

乳幼児の発育や健康のこと、離乳食などの相談を保健師、栄養士、助産師などがお受けしています。母子健康手帳をご持参ください。

※要予約。

内容	身体測定、育児相談、母乳相談、栄養相談
対象	乳幼児(0か月から未就学児)
実施場所等	<子ども応援館> 年11回実施 午前 10 時 00 分～11 時 30 分 ※実施日は、「広報ふっさ」、「福生市ホームページ」にてお知らせします。
問合せ	こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

※こども家庭センターでの「育児等に関する電話相談」は、平日の午前8時30分～午後5時15分までお受けしています。

福が生まれる 子育て動画 シリーズ

赤ちゃんの健やかな成長のため、また、いつでも、どこでも、わかりやすい子育て動画を市のホームページに載せています。市の保健師、栄養士、歯科衛生士等が子育てに必要なポイントを紹介します。

①沐浴編 対象：～概ね生後1か月 内容：沐浴では、ベビーバスを使い入浴させ、清潔に保ち、全身状況を観察します。必要な用品と入浴方法を説明します。パパも一緒にどうぞ。 関連：パパママクラス	 福が生まれる 子育て動画 ① 沐浴編 福生市保健センター
②離乳食編(初期) 対象：4か月～6か月の乳児 内容：離乳食が初めてや不安な方等へ、離乳食開始の目安、月齢に応じた作り方、進め方、アレルギーについてなどをお伝えします。 関連：離乳食教室	 福が生まれる 子育て動画 ② 離乳食編(初期) 福生市保健センター
③歯科編 対象：生後4か月～ 内容：歯が生えそろう前のケアからむし歯にならない食べものやブラッシングなど、お子さんが嫌がらないようなポイントをお知らせします。 関連：すくすく歯科健診	 福が生まれる 子育て動画 ③ 歯科編 福生市保健センター

【問合せ】 こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

予防接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがあります。予防接種で、できるだけ予防することを心がけましょう。予防接種は子どもの体調が良いときに受けることが原則です。保護者（親権者）の方は、日ごろからお子さんの体質、体調などに気を配り、気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師か保健センターにご相談ください。

予防接種の種類

（令和7年4月1日現在）

予防接種名	対象年齢	回数	接種方法
BCG(結核)	生後1歳未満(生後5か月～8か月の間に接種することが望ましい)	1回	保健センターで集団接種
ロタウイルス ※1	【ロタリックス】 出生6週後から 24 週後	2回	指定医療機関で個別接種 指定医療機関については広報ふっさや市ホームページをご覧ください。
	【ロタテック】 出生6週後から 32 週後	3回	
B型肝炎	生後1歳未満	3回	
肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回 ※2	
五種混合 (百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ、ヒブ)	生後2か月～7歳6か月未満	4回	
水痘	生後 12 か月～36 か月未満	2回	
MR (麻しん、風しん混合)	I 期 1～2歳未満 II 期 5～7歳未満(年長時期)	2回	
日本脳炎	1期:生後6か月～7歳6か月未満の間に3回 2期:9歳～13 歳未満の間に1回	4回 ※3 ※4	
二種混合 (ジフテリア、破傷風)	11歳～13歳未満	1回	
子宮頸がん 予防ワクチン	小学6年生～高校1年生相当の女子	2 回または3回 ※5	

※母子健康手帳・予診票・本人確認書類(マイナンバーカード、資格確認書等)をお持ちください。

※1 ワクチンによって対象年齢、回数が異なります。

※2 生後 2～7 か月から接種を始めた場合。

※3 H7.4.2～H19.4.1 生まれの方は 20 歳未満まで特例措置として1期、2期の不足分が公費負担で接種できます。

※4 3歳未満で日本脳炎を接種する場合は、接種量が 0.25mlになりますのでご注意ください。

※5 ワクチンや接種を開始した年齢により、回数が異なります。

予防接種の受け方

- ①接種当日は、朝から子どもの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体調が悪と思ったら、かかりつけ医に相談のうえ接種の判断をしてください。
- ②受ける予定の予防接種についての説明をよく読んで、必要性や副反応等について理解しましょう。
- ③「予診票」は子どもを診て接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入してください。「予診票」は保健センターから届きます。

【問合せ】 健康課 健康管理係 TEL042-552-0061

予防接種・子育て健康ナビ

お子さんの生年月日等を登録すると、もうすぐ接種できる予防接種や健診の案内等がメールで配信されるシステムです。

また、子育てに関する情報も掲載しています。

【問合せ】 健康課 健康管理係 TEL042-552-0061



幼稚園・保育園

幼稚園

幼稚園は、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的としています。教育方針等は各園で異なりますので、詳細については直接お問い合わせください。

【入園資格】3歳児～小学校入学前の幼児

※満3歳児クラスより入園できる園もございます。

幼稚園名	住 所	電 話	入園資格
牛浜幼稚園	熊川 960	042-551-3159	満3歳児～小学校入学前の幼児
聖愛幼稚園	熊川 490	042-551-3928	〃
清岩院幼稚園	福生 509	042-551-0341	〃
福生多摩幼稚園	福生 1276	042-551-4429	3歳児～小学校入学前の幼児 ※令和5年4月～休園中

【保育料】牛浜幼稚園、聖愛幼稚園及び清岩院幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行しており、保育料は無償となっております。その他の幼稚園の保育料は各園によって異なります。

(上限 25,700 円(月額)まで無償)各園にお問い合わせください。

【申込み】希望の幼稚園にお問い合わせください。

【園庭・園舎開放】初めて出かける際や詳細については各園にお問い合わせください。

※園庭・園舎開放については、ふわふわカレンダーもご覧ください。

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

私立幼稚園等に通園する園児(満3歳～5歳児)の保育料及びその他納付金の一部を助成します。市民税所得割額により補助額が異なります。

【申込み】幼稚園等を通じて6月下旬頃に申請書を配付します。補助金の交付は前期分 10 月末日、後期分3月末日に保護者の口座に振り込みます。

【その他】6月中旬以降に入園(転入)された場合は、随時配布いたしますので、問合せ先まで連絡してください。

※市税等の未納がある場合、補助の対象外となります。

【問合せ】子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

幼稚園の2歳児定期利用保育

保育園ではなく、幼稚園で平日に2歳児を預けることができます。

3歳になっても、そのまま幼稚園に預けることもできます。

対象	次のいずれにも該当するお子さん ①福生市に住所を有する者 ②3号認定を受けた2歳児 ③市で保育が必要であると認定を受けている
----	---

日数・時間	月～金曜日(ただし、夏休み等の休暇期間が一部あります。) 午前8時 30 分～午後5時 30 分
実施園	聖愛幼稚園 熊川 490
保育料	保育料 月額 26,000 円、日額 2,500 円(給食代・おやつ代込み) ※実施園にお支払いください。 ※非課税世帯、課税世帯の第2子以降のお子さんは、預かり保育料が無償化の対象となります。
申込み	①市役所で「教育・保育給付認定申請」の手続を行います。 ※非課税世帯、課税世帯の第2子以降の預かり保育料の無償化には別途申請書の提出が必要です。 ②実施園に申込みの手続をしてください。 ③実施園から選考結果の連絡があります。
その他	①定員は 12 人です。 ②園での応募人数を超えた場合など、利用できない場合もあります。
問合せ	聖愛幼稚園 TEL042-551-3928 子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

保育園(認可保育所・認定こども園・小規模保育園)

保育園は、保護者が仕事や病気などの理由により、お子さんを保育できない場合、保護者に代わって保育をする施設です。

保 育 園 名	住 所	電 話	定員	受入年齢
◎東福保育園	福生 209	042-551-0734	105	生後 57 日～
◎若葉保育園	熊川 1430	042-551-2955	100	生後 3 か月～
◎加美平保育園	加美平 4-1-1	042-551-5491	115	生後 57 日～
◎福生杉ノ子保育園	志茂 47-3	042-551-9175	130	生後 57 日～
◎杉ノ子第二保育園	南田園 3-4-2	042-551-9305	130	生後 57 日～
◎杉ノ子第三保育園	熊川 373-1	042-551-8446	140	生後 57 日～
◎弥生保育園	加美平 3-37-13	042-552-1036	100	生後 57 日～
◎福生保育園	福生 1058-11	042-551-0152	80	生後 57 日～

◎すみれ保育園	福生 959-8	042-513-3410	104	生後 57 日～
☆不動の森こども園	福生 2143-11	042-551-5811	82	生後 57 日～
◎熊川保育園	熊川 597-1	042-551-0632	80	生後 57 日～
◎わらべつくし保育園	南田園 1-4-12	042-539-1042	90	生後 57 日～
☆牛浜こども園	牛浜 121-4	042-552-1693	60	生後 57 日～
◎ありんこ保育園	加美平 1-17-7	042-551-2032	41	生後 57 日～
○ちゃいれっく 福生駅前保育園	東町 4-8	042-551-8823	19	生後 43 日～2 歳

◎認可保育所……定員 20 人以上で都道府県により認可された施設。

☆認定こども園……保育園に幼稚園の機能を加えた都道府県により認定された施設。

○小規模保育園……定員 19 人以下で市区町村により認可された施設。0～2歳児クラスまでとなり、3歳児クラス以降は、優先的に連携園又は市内の保育園に入園できるようにします。

【保育園紹介動画】福生市では市内全 15 園の保育園紹介動画を公開しています。

【園庭・園舎開放】初めて出かける際や詳細については各園にお問い合わせください。

※園庭・園舎開放については、ふわふわカレンダーもご覧ください。

入園の要件	①就労の場合(週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上就労) ②出産の場合(出産予定月とその前後 2 か月間) ※多胎児の場合は出産予定月とその前後 3 か月間 ③疾病の場合(療養中) ④身体・知的・精神障害の場合 ⑤親族の介護、看護の場合(必要な期間) ⑥その他(就学、災害復旧、求職中 3 か月間など)
保育料	3～5歳児クラスのお子さんの保育料は、無償です。(ただし、給食費は無償化の対象外です)。 0～2歳児クラスのお子さんの保育料は、世帯の市民税所得割課税額等により決まります。ただし、4 月分-8 月分は前年度分の課税額等により決まります。 また、お子さんの年齢や認定区分によっても保育料は異なります。第2子以降は 0 円となります。
保育時間	午前 7 時～午後 7 時の開園時間のうち、次の①②の認定された時間の範囲内が通常の保育時間です。 (すみれ保育園、牛浜こども園、及びありんこ保育園は 7:00～20:00) ①保育標準時間認定……7:00～18:00 ②保育短時間認定……8:30～16:30 ※①又は②の時間を超えて利用する場合は延長保育となり、別途延長保育

	料がかかります。
申込み	4 月の入園……………毎年 11 月中旬～下旬 5 月以降の入園…窓口申請:入園希望月の前月 15 日まで 電子申請・郵送申請:入園希望月の前月 10 日必着 (窓口申請・郵送申請は休日等の閉庁日に当たる場合は、その前日の開庁日まで。電子申請は申請日で判断します。)
問合せ	子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

定期利用保育

定期利用保育とは、保護者が仕事等の理由により家庭で保育できない場合、年度ごとに最大で 1 年間利用できる制度です。また、翌年度も保育園の利用を希望する場合は、優先的に利用できるにします。

対象	次のすべての条件を満たすお子さんが対象となります。 ①福生市民 ②1 歳児クラス(他の年齢はご相談ください。) ③保護者が仕事等により家庭で保育できない要件がある。
利用時間	通常の入園と同じ
実施園	すみれ保育園
保育料	通常入園と同じ(所得に応じた保育料) ※利用月の末日までに各園に直接お支払いください。
申込み	①保育・幼稚園係 TEL042-551-1780 で申込みの受付をします。 ②申込方法は、通常の入園と同様です。 ③定員を超える申込みがあった場合、選考となります。
問合せ	子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

認証保育所利用助成

認証保育所を利用されている方で、対象者の①～④に該当し、認可保育園より高い保育料を支払っている場合、お子さんが認可保育園に入園した場合の保育料と、認証保育所の契約保育料との差額及び入園料を助成します。

対象者	次のいずれにも該当する方です。 ①福生市民である。 ②お子さんが認証保育所に通所している。 ③保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない要件がある。 ④認可保育園よりも高い保育料を支払っている。(ただし、0～2歳児クラスに限る。)
助成対象となる費用	①入園料 ②【3～5歳児クラス】保育料月額 57,000 円まで無償 【0～2歳児クラス】お子さんが認可保育園に入園した場合の保育料と、認証保育所に支払う契約保育料との差額を、月額67,000円まで無償 ※食材料費(3～5歳児クラスに限る)等、その他認証保育所から求められる費用(認証保育所により異なります。)は対象となりません。
申込み	認証保育所との利用契約時に、認証保育所利用助成に関する同意欄に署名してください。
問合せ	子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

一時預かり保育

保護者が育児の負担からリフレッシュしたい場合や病気等により、一時的に家庭で保育することができないとき、保育園でお子さんをお預かりします。すみれ保育園では専用スペース(1 日2人)にて、他の保育園はクラスの空き定員を利用して保育します。

対象	市内に居住する小学校就学前の子ども ※0 歳は園によって受入れ月齢が異なります。
利用日時	原則として週 3 日以内 午前 7 時～午後 6 時 (このうち 1 日 8 時間以内)
実施園	市内保育園
保育料	子ども 1 人につき 1 日 2,500 円(4 時間未満 1,250 円) ※申込み時にお支払いください。 ※保護者の状況により免除となる場合があります。
その他	①初めて利用する方は、事前に面接が必要です。 原則として希望する日の 7 日前までに希望の園へ直接申し込んでください。 ②保育園の状況によって利用できないこともあります。
問合せ	各保育園

休日保育

日曜又は祝日に保護者が仕事等の理由により、家庭で保育できない場合、お子さんをお預かりします。

対象	市内に居住する生後 57 日～小学校入学前のお子さん又は市内の保育園に通園している市民以外のお子さんと休日保育を必要とする場合
利用日時	日曜、祝日(年末年始を除く)午前7時 30 分～午後6時 30 分
実施園	すみれ保育園 福生 959-8 杉ノ子第二保育園 南田園 3-4-2
保育料	認可保育所、認定こども園、小規模保育園及び認証保育所に通園しているお子さんについては、別途保育料はかかりません。(弁当は持参) 上記以外の方は、各保育園にお問い合わせください。
その他	①初めて利用する方は、事前に面接が必要です。 ②弁当、おむつ、ふとん等用意するものは、面接時に保育園から説明します。 ③予約状況によって利用できないこともあります。
問合せ	すみれ保育園 TEL042-513-3410 杉ノ子第二保育園 TEL042-551-9305

年末保育

認可保育園が休園となる 12 月 29 日から 31 日までの間、保護者が仕事等の理由により、家庭で保育できない場合、お子さんをお預かりします。

対象	次のすべての条件を満たすお子さんが対象となります。 ①市内在住の生後 57 日～小学校入学前である。 ②保護者が仕事等により家庭で保育できない要件がある。
利用日時	12 月 29 日～31 日 午前7時 30 分～午後6時 30 分 ※31 日のみ午後1時まで
実施園	すみれ保育園 福生 959-8
保育料	保育料 1 日 2,700 円(おやつ代込み) ※申込み時にお支払いください。 ※昼食は各自で用意
その他	定員があります。(1 日当たり概ね 6～9 名) 詳しくはすみれ保育園にお問い合わせください。
問合せ	すみれ保育園 TEL042-513-3410

病児保育

お子さんが風邪やインフルエンザなど病気にかかったとき、医療機関併設の病児保育室で看護師と保育士がお子さんをお預かりします。

対象	次のいずれにも該当するお子さん ①生後6か月～小学校6年生 ②保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事情により家庭で一時的に困難である。 ③医師の診察を受けている。(当日受診可)
利用日時	月～金曜日(祝日・8月のお盆休み・年末年始を除く)午前8時～午後6時
実施施設	病児保育室 あんず 牛浜8番地 ※しみず小児科・内科クリニック併設
保育料	保育料 市民の方 1日 1,000 円 市民以外の方 1日 2,000 円 (弁当・おやつは持参) ※申込み時にお支払いください。 ※市民の方の保育料は、保護者の状況により免除となる場合があります。
その他	①定員は1日6人です。 ②利用する前に電話にて事前予約をしてください。 ③当日、申込書を提出してください。 ④市民が優先利用できることとし、空きがある場合には市民以外の方も受入れます。 ※キャンセルは早めにご連絡ください。
問合せ	病児保育室 あんず TEL042-513-4158

病後児保育

お子さんが病気の回復期にあり、まだ集団生活に戻るには心配であり、あと何日かどこかで見てほしい、そんなお子さんをお預かりします。

対象	次のいずれにも該当するお子さん ①生後6か月～小学校6年生 ②保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事情により家庭での保育が一時的に困難である。 ③医師の診察を受けている。
日数・時間	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時～午後6時
実施園	福生保育園 福生 1058-11
保育料	保育料 市民の方 1日 1,000 円 市民以外の方 1日 2,000 円 (給食・おやつ代は別途 350 円) ※申込み時にお支払いください。 ※市民の方の保育料は、保護者の状況により免除となる場合があります。

その他	①定員は1日4人です。 ②利用する前に電話にて事前予約をしてください。 ③当日、申込書を提出してください。 ④市民が優先利用できることとし、空きがある場合には市民以外の方も受入れます。 ※キャンセルは早めにご連絡ください。 ※症状により利用できない場合もありますので実施園へ確認してください。
問合せ	福生保育園 TEL042-530-2072

ベビーシッター利用支援事業

待機児童となった0～2歳児等を対象として、保育園が決まるまでの間、ベビーシッターを利用できます。

対象	次のいずれかに該当する市民の方 ①0～2歳児の待機児童の保護者 ②保育園等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を終了した後、復職する保護者 ③夜間帯保育を必要とする保護者
利用可能時間	月～土曜日 午前7時～午後10時 (日・祝日・年末年始を除く) ①保育短時間認定の方…1日8時間までかつ月160時間まで ②保育標準時間認定の方…1日11時間までかつ月220時間まで ③夜間保育を必要とする方は、保育・幼稚園係にお問い合わせください。
事業者	東京都の認定を受けたベビーシッター事業者
保育料	1時間 150 円 ※事業者にお支払いください。
申込み	①希望する方は、東京都ベビーシッター利用支援事業案内、ベビーシッター利用支援事業利用約款を御確認ください。 ②市に対象者である旨の確認の手続きを行います。 ③対象者確認書が郵送で届いたら、認定を受けたベビーシッター事業者の中から事業者を選び、契約します。 ④契約書を持って市に行き、利用約款への同意書にサインをして、この事業の専用システムを利用するためのアカウントの発行を申し込みます。 (後日、アカウントが郵送で通知されます。) ⑤利用の際、システムから発行された助成券コード(番号)をベビーシッターに伝えます。 (利用者には、利用者負担額のみが請求されます。)
問合せ	子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

認可外保育施設の利用について

「保育の必要性の認定」があれば、認可外保育施設を無償(上限あり)で、次のとおり利用できます。利用する施設によっては手続きが必要となる場合がありますので、ご利用の際は保育・幼稚園係にお問い合わせください。

4月1日の年齢	無償化の概要
3～5歳	月額 37,000 円までの利用料を無償化(所得制限なし)
0～2歳	月額 42,000 円までの利用料を無償化(<u>非課税世帯のみ</u>)
利用できる認可外保育施設(上限までなら複数利用可能)	
認証保育所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターの預かり事業、ベビーシッター、その他各種認可外保育施設(ただし、一定の基準を満たしている施設のみ)	

※保育の必要性の認定が必要です。

※幼稚園、保育所、認定こども園等に通っていないことが条件となります。

【市内の認可外保育施設】

認可外保育施設名	住所	電話番号
リトルベアインターナショナルスクール	南田園 2-16-12-101	042-539-1222

【問合せ】子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

育児のサポート

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行う方（提供会員）と育児の援助を受ける方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織です。

依頼会員	市内在住または在勤で、生後 57 日～小学校6年生までの子どもの保護者で、事業説明を受け、センター事業の趣旨を理解し賛同していただける方
提供会員	市内に在住する心身共に健康な 20 歳以上の方で、事業説明を受け、センター事業の趣旨を理解し賛同していただいた方で、センターの行う講習会を受講された方
援助活動の範囲	・保育園・幼稚園・学童クラブ・学校等への送迎と、その前後の預かり ・保護者の外出時（学校行事・地域活動・買い物・求職活動・臨時的就労等）の預かり ・習い事等への送迎 ・保護者の通院、病気、看病、出産等の時の預かり ・宿泊を伴う育児援助や家事援助は行いません。 ・援助活動中の移動は、徒歩又は公共交通機関の利用に限ります。自家用車・自転車での援助活動は行いません。
利用時間 利用料	利用時間は午前6時～午後 10 時です。 利用料は、月曜日～土曜日の午前7時～午後7時は、1時間 700 円です。 午前6時～午前7時、午後7時～午後 10 時は、1時間 900 円です。 また、日曜日と祝日の午前6時～午後 10 時は一律、1時間 900 円です。
問合せ	ファミリー・サポート・センター TEL042-510-0904(直通) 南田園 2-13-1(福生市福祉センター内 福生市社会福祉協議会 TEL042-552-2121(代表))

乳幼児ショートステイ

保護者の方が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等で、家庭で一時的に養育できないとき、短期間お子さんをお預かりします。

対象	市内に居住する生後 57 日～小学校就学前の乳幼児
利用期間	1 回につき原則として7日以内
利用施設	社会福祉法人東京恵明学園 青梅市友田町2-714-1 TEL0428-23-0241
利用料	1 日につき 宿泊保育 4,000 円 日中保育 3,000 円～4,000 円(利用時間によって異なります) ※当日施設へ直接お支払いください。
申込み	お子さんの体調やアレルギーの有無等について、聞き取りをさせていただきます。
その他	施設の状況によってお預かりできない場合もあります。また、医師より安静が必要と言われている場合や身体症状があり服薬をしている場合、お子さんや家族がインフルエンザ等の感染症等にかかっている場合はお子さんをお預か

	りできませんので、ご了承ください。
問合せ	こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555

障害児ショートステイ

家庭において介護を受けることが一時的に困難になった障害児が、施設等に短期間入所し、必要な支援を受けることができます。

対象	支給決定を受けた18歳未満の障害児
利用日数	支給決定日数以内
利用施設	市内外の短期入所サービス指定事業所
利用料	・原則として介護給付費の1割負担(世帯の課税状況による) ・食費、光熱水費、日用品費等
利用方法	・障害福祉課 相談支援係へ申請をする。 ・相談支援専門員にサービス利用計画を作成してもらう。 ・事業者と契約をして利用する。
問合せ	障害福祉課 相談支援係 TEL042-551-1691

【市内の障害児短期入所事業所】

事業所名	概 要	問合せ
ショートステイ・とまろーよ	【開所時間】 365 日・24 時間 ※1泊の基本的な受入時間は、17 時から翌朝9時まで 【利用定員】 1 日4名 【送迎】 有(福生市・昭島市のみ) 【その他】 ・夕食 600 円、朝食 400 円、昼食 実費 (いずれも希望者のみ) ・光熱水費 400 円(1泊2日)	南田園 3-14-6-2F TEL042-513-0814

事業所名	概 要	問合せ
短期入所施設アムール福生	【開所時間】 365 日・24 時間 ※1泊の基本的な受入時間は、15 時から翌朝9時まで 【利用定員】 1 日6名 【送迎】 有 【その他】 ・夕食 600 円、朝食 400 円、昼食 500 円 (いずれも希望者のみ) ・光熱水費 500 円(1泊2日)	熊川 609-1 TEL090-7212-5321

※詳細は事業所へお問い合わせください。

保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に対して、支援員（児童指導員、保育士、作業療法士、心理担当職員など）が利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象	支給決定を受けた障害児
利用日数	支給決定日数以内
利用施設	指定保育所等訪問支援事業所
利用料	原則として介護給付費の1割負担（世帯の課税状況による）
利用方法	障害福祉課 相談支援係へ申請をする。 ・相談支援専門員にサービス利用計画を作成してもらう。 ・事業者と契約をして利用する。
問合せ	障害福祉課 相談支援係 TEL042-551-1691

あ り ん こ み ら い	【開所時間】 9:30～12:00、13:00～16:00 【休業日】 日曜日、祝日、8/13～15、12/29～1/3 【定員】 1日 10 名 【送迎】 無、支援員が施設に訪問 【内容】 訪問先施設で本人に対する支援（直接支援）、訪問先施設の保育士等に対する支援（間接支援）	加美平2-19-8 島 田第七マンション1F TEL042-513-3530
------------------	---	--

※詳細等については、事業所にお問い合わせください。

居宅訪問型児童発達支援

【居宅訪問型児童発達支援】

外出することが著しく困難な重症心身障害児等に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

対象	支給決定を受けた障害児
利用日数	支給決定日数以内
利用施設	指定居宅訪問型児童発達支援事業所
利用料	原則として介護給付費の1割負担（世帯の課税状況による）
利用方法	・障害福祉課 相談支援係へ申請をする。 ・相談支援専門員にサービス利用計画を作成してもらう。 ・事業者と契約をして利用する。
問合せ	障害福祉課 相談支援係 TEL042-551-1691

福生市児童発達支援センター

心身の発達に遅れなどがあるお子さんが、地域において自分らしく健やかに育ち、ご家族が安心して子育てできるように支援します。

また、市の関係部署や各関係機関と連携して、地域の中核的な療育支援の役割を担います。

◎児童発達支援事業 ※詳細は「児童発達支援」へ記載

◎総合相談支援・専門相談支援事業

発達が気になるお子さんの保護者の方からのご相談をお受けします。また、必要な機関との連携を図り、お子さんに合ったサービスの提供を専門的な立場から支援を行います。

◎地域支援・普及啓発事業

発達が気になるお子さんの保護者の方の交流の場や、親子ひろばを開催します。また、地域の関係機関への訪問による相談・支援の実行します。また、地域の関係機関への訪問による相談・支援の実施や情報交換の場となる連絡会、講演会等を開催します。

開所日時	月曜日～金曜日 9時～17時15分、第2・第4土曜日
場所	福祉センター内
問合せ	児童発達支援センター TEL042-539-1131

児童発達支援

障害児が児童発達支援事業所へ通所して、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を受けることができます。

対象	支給決定を受けた障害児（未就学児）
利用日数	支給決定日数以内
利用施設	市内外の児童発達支援指定事業所
利用料	原則として介護給付費の1割負担（世帯の課税状況による）
利用方法	・障害福祉課 相談支援係へ申請をする。 ・相談支援専門員にサービス利用計画を作成してもらう。 ・事業者と契約をして利用する。
問合せ	障害福祉課 相談支援係 TEL042-551-1691

【市内の児童発達支援事業所】

事業所名	概 要	問 合 せ
つなごーよ	【開所時間】 月曜日～金曜日 10時～17時 ※10時～17時で相談可（土曜含む。） 【休業日】 日曜、祝日、8/14・15、12/30～1/3	南田園 3-14-6-1F TEL042-513-3621

	【定員】1日 10 名 【送迎】有 【内容】認知行動療法、SST、音楽療法、作業療法、地域交流・外出訓練等 【その他】 ・おむつ代1組 100 円(緊急時のみ)	
ぶどうの木	【開所時間】 月曜日～土曜日(祝日含む。) 10 時～正午又は 14 時～16 時 【休業日】日曜、12/29～1/3 【定員】1日 10 名 【送迎】無 【内容】生活訓練、学習サポート、お絵かき、音楽リミック、料理教室、農業体験等 【その他】 ・おやつ代 1 日 100 円	福生 1062-12 AMT ビル2F TEL042-513-3288
ありんこ みらい	【開所時間】 月曜日～土曜日 9 時～18 時 【休業日】日曜日、祝日、8/13～15、12/29～1/3 【定員】1日 10 名 【送迎】有 【内容】日常生活動作訓練、知識技術の獲得、就学前小集団プログラム、SST、戸外での活動、その他さまざまな体験等 【その他】 ・おやつ代 1 日 50 円	加美平2-19-8 島 田第七マンション1F TEL042-513-3530
福生市 児童発達 支援センター	【開所時間】 月曜日～金曜日(祝日除く。) 10 時～15 時 【休業日】土曜日、日曜日、12/29～1/3 【定員】1日 10 名 【送迎】無 【内容】日常生活動作訓練、小集団プログラム、対人コミュニケーションプログラム、音楽療法、作業療法、個別指導等 【その他】 ・満3歳から ・給食代1回 432 円、おやつ代 68 円	南田園2-13-1 (福祉センター内) TEL042-539-1131

※詳細及び施設見学等については、事業所にお問い合わせください。

子育てサロンや子育てひろば

子育てサロン

市内には、小さなお子さんと保護者が、気軽にたずねて遊べる場がたくさんあります。子ども達と一緒に遊ぶことはもちろん、子育ての悩みを聞いてもらうこともできます。リフレッシュの場としてご利用ください。

【対象】市内在住の妊娠中の方、未就園児とその保護者

【利用方法】時間内であれば、いつ来ても、いつ帰ってもOKです。

運営費等として 100 円／1回 かかることもあります。また、日時・場所が変更になる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

名称	場所・日時	問合せ
ほっとひろば 白梅	白梅会館 第4金曜日 午前 10 時～午後1時	社会福祉協議会 ふっさボランティア・ 市民活動センター TEL042-552-2122(直 通) TEL042-552-2121(代 表)
ぴよぴよらんど	福東会館 第2木曜日 午前 10 時～正午	
はとぽっぽ (民生委員が運営)	扶桑会館 第2金曜日(8月・祝日を除く) 午前 10 時 30 分～正午 電話もしくは Web にて事前予約制 (当日参加も可)	社会福祉課 福祉総務係 TEL042-551-1522

【はとぽっぽについてはこちら】 ※QR コード



子育てサロン(弥生保育園)

市内の弥生保育園では、予約制でサロンを開催しています。
保育士によるリズム遊びや工作のほかにも、栄養士や看護師等に子育て相談ができます。食事
も提供することができます(希望者有料)。

※感染症の状況や天候等で中止となる場合があります。

【問合せ】弥生保育園 加美平3-37-13 TEL042-552-1036

多文化キッズサロン「うえるかむ」

「学習・相談・交流」等の機能を備え、日本語を母語としない子どもでも安心して立ち寄ることができる地域の居場所です。実施日や実施内容の詳細はお問い合わせください。

場所	武蔵野台児童館2階(住所:武蔵野台1-12-2)
実施日	毎週日曜日又は土曜日のいずれか1日 午後1時～5時 ※武蔵野台児童館の休館日と重なる場合は行いません。
実施内容	ゲーム形式での日本語・日本文化の学習、専門家による相談会や地域交流イベントの開催など

【問合せ】子ども政策課 子ども政策係 TEL042-551-1733

子育てひろば

市内の子育てひろばでは、お子さんと一緒に遊んだりするだけでなく、イベント等も開催されています。

施設名	住所	電話
ふれあいひろば (子ども応援館)	北田園2-5-7	042-551-7700
福生杉ノ子保育園	志茂 47-3	042-551-9175
すみれ保育園	福生 959-8	042-513-3410
田園児童館	南田園3-6-1	042-552-3133
武蔵野台児童館	武蔵野台1-12-2	042-553-8822
熊川児童館	熊川 1143-1	042-539-1515

【ふれあいひろばについてはこちら】<https://www.city.fussa.tokyo.jp/kofukunavi/1012682/1013092.html>

なかよしクラブ

なかよしクラブは、市内の保育園の保育士さんと楽しい歌や体操、手遊び、工作などを行っています。事前予約は不要ですが、安全確保のために親子10組を超えた場合、利用制限をさせていただきますことがあります。また、受付にて参加前日と当日の朝の体温を伺いますので検温をしてお越しください。

感染症の状況や天候等で中止となる場合があります。「子育てするならふっさ情報サイトこふくナビ」等で確認をお願いいたします。

【問合せ】子ども育成課 保育・幼稚園係 TEL042-551-1780

学校に入学したら

日本国籍を持つ子どもは満6歳になると小学校に入学し、6年間の小学校の課程が修了すると中学校に就学することが保護者の義務として法律で定められています。

住所を変更したときの手続き

小・中学校に通っているお子さんがいる世帯で引越し等により住所を変更する場合は次の手続きが必要です。

転出	転校する	転出手続きの際、総合窓口課から渡される「 転学通知書 」を在籍中の学校に提出し、転校関係書類(在学証明書、教科書給与証明書)を受け取ります。新住所地にて転入手続き後、転校する学校へ提出してください。
	継続して通学を希望	教育委員会で区域外就学の手続きが必要です。※期間は最大年度末まで
転居	同一学区内に転居	住所変更について学校へ連絡してください。
	他学区へ転居	(1)転校する場合 転居の手続きの際、総合窓口課から渡される「転学通知書」を在籍中の学校に提出し、転校関係書類(在学証明書、教科書給与証明書)を受け取ります。転校する学校に「転(編)入学通知書」と転校関係書類を提出してください。 (2)転居後も継続して通学を希望する場合 教育委員会で指定校変更の手続きが必要です。
転入	転校する	転入手続きの際、総合窓口課から渡される「 転(編)入学通知書 」と転校する前の学校からの転校関係書類(在学証明書、教科書給与証明書)を転校する学校へ提出してください。
	継続して通学を希望	前住所地の教育委員会で区域外就学の手続きをしてください。

【問合せ】学務課 学務・給食係 TEL042-551-1948

小・中学校の特別支援教育

特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級、特別支援教室の学びの場を設置しています。入級・入室には相談が必要です。

区分	名称(設置学校)	対象及び支援内容
特別支援学級(固定学級)	ひまわり学級 (福生第一小学校)	■対象 知的発達遅滞とともに他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で社会生活への適応が困難である程度のもの。 ■支援内容 小・中学校の一つの学級として位置づけています。行事等を通じて日常的に通常学級の児童との交流や共同学習を行います。
	くまがわ学級 (福生第二小学校)	
	8組 (福生第一中学校)	
	かめのこ学級 (福生第六小学校)	■対象 ①自閉症又はそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの。 ②主として心理的な要因による<u>選択性かん黙等※</u>があるもので社会生活への適応が困難である程度のもの。 ※<u>かん黙</u>とは、言語能力があるにもかかわらず、話せなくなってしまうことを指します。選択性かん黙は、家族や親しい友人とは話せるのに学校や知らない人など特定の状況下では沈黙してしまう疾患です。 ■支援内容 小・中学校の一つの学級として位置づけています。行事等を通じて日常的に通常学級の児童と交流や共同学習を行います。
	9組 (福生第一中学校)	

特別支援学級(通級指導学級)	ことばの教室 (福生第七小学校)	■対象 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)でその程度が著しいもの。 ■支援内容 一人ひとりのことばの課題(発音・吃音・ことばや読み書き)に合わせ一対一の個別指導を基本として指導します。児童は通常学級に在籍し、ことばの教室に通います。【週 1 回 60 分～90 分程度】
特別支援教室	やまなみ教室 (福生第一小学校)	■対象 ①自閉症又はそれに類するもので通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。 ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。 ■支援内容 在籍校の学習や生活に円滑に参加できることを目指し、一人ひとりの課題に合わせグループ学習や個別指導により指導を行います。児童・生徒は通常の学級に在籍し通級します。【週 1 時間～8時間の範囲で通います】
	やまなみ教室 (福生第三小学校) ※拠点校	
	やまなみ教室 (福生第四小学校)	
	やまなみ教室 (福生第六小学校)	
	かわせみ教室 (福生第二小学校)	
	かわせみ教室 (福生第五小学校) ※拠点校	
	かわせみ教室 (福生第七小学校)	
	せせらぎ教室 (福生第一中学校)	
	せせらぎ教室 (福生第二中学校)	
	せせらぎ教室 (福生第三中学校) ※拠点校	

【事業の問合せ】 学務課 学務・給食係 TEL042-551-1948

【相談の問合せ】 教育相談室 TEL042-551-7700

教育相談室

教育相談室では、学校や家での生活で心配なことや、不安なこと等、問題の解決に向けて一緒に考えます。臨床心理士等の専門家が相談をお受けしています。相談は予約制です。お気軽に教育相談室にお電話ください。

区 分	対 象	相談内容
こころの支援チーム 【つばさ】	市内在住の小学生 ～18 歳までのお子 さんとそのご家族	学校に行きたがらない、不登校、落ち着きがない、集団生活が苦手、子育てやしつけに不安や心配があるなど、子ども全般に関わる相談。 ※お子さんとは面接やプレイセラピー、保護者の方とは面接を行います。また、状況に応じて学校との連携や他機関の紹介、お子さんの心理検査等を行いながらサポートをします。
教育支援チーム 【つむぎ】	市内在住で小・中学校、幼稚園・保育園に在学、在園中及び就学予定のお子さん	「就学」「転学」「通級指導学級」の利用等に係る相談。 ※一人ひとりのお子さんが楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう、支援方法や教育環境について一緒に考えます。お子さんの状態や集団生活の様子等を把握したうえで、特別支援学級等の見学や体験入級をすることもできます。 「特別支援教室」 学校と保護者との間で支援の必要性について話し合いを重ねていきます。
家庭支援チーム 【スクールソーシャルワーカー(SSW)】	市内在住の小学生 ～18 歳までのお子 さんとそのご家族	ひきこもりや非行等、学校だけでは解決が難しい問題について、学校、家庭、関係機関とつながりを持ちながら、スクールソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士・学校教育経験者）が解決に向けての支援を行います。

【受付時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(日曜、祝日、年末年始を除く)

【問合せ】 教育相談室 TEL042-551-7700

北田園2-5-7 子ども応援館

放課後等デイサービス

学校(小学校から高校まで)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な障害児が、施設等へ通所を行い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を受けることができます。

対象	支給決定を受けた障害児(小学校1年生～高校3年生)
利用日数	支給決定日数
利用施設	市内外の指定放課後等デイサービス事業所
利用料	原則として介護給付費の1割負担(世帯の課税状況による)
利用方法	・障害福祉課 相談支援係へ申請をする。 ・相談支援専門員にサービス利用計画を作成してもらう。 ・事業者と契約をして利用する。
問合せ	障害福祉課 相談支援係 TEL042-551-1691

【市内の放課後等デイサービス事業所】

事業所名	概 要	問 合 せ
ぽっ歩	【開所時間】 平日:下校時間～17時30分 土曜、夏休み等:10時～16時 【休業日】 土曜(但し、祝日のある週は土曜日開所) 日曜、祝日、8/13～15、12/29～1/4 【定員】 1日10名 【送迎】 有 【内容】 工作あそび、体あそび、音あそび、昔あそび、理科あそび、外遊び、集団活動、季節の行事、地域交流、料理教室、外出訓練、買い物体験等	武蔵野台 2-3-20 TEL042-513-0355
ぶどうの木	【開所時間】 平日:下校時間～17時30分 土曜、祝日(学校休校日)、夏休み等:10時～17時 休業日:日曜、12/29～1/3 【定員】 1日10名 【送迎】 有 【内容】 生活訓練、学習サポート、お絵かき、音楽リミック、料理教室、農業体験等	福生 1062-12 AMTビル2F TEL042-513-3288

あそぼーよ	【開所時間】 平日：下校時間～17 時 土曜、夏休み等：10 時～16 時 30 分 【休業日】 日曜、祝日、8/14・15、12/30～1/3 【定員】 1日 10 名 【送迎】 有 【内容】 認知行動療法、SST、絵画療法、作業療法、 地域交流・外出訓練等	南田園 3-14-1 TEL042-513-5602
つなごーよ	【開所時間】 平日：下校時間～17 時 土曜、夏休み等：10 時～16 時 30 分 【休業日】 日曜、祝日、8/14・15、12/30～1/3 【定員】 1日 10 名 【送迎】 有 【内容】 認知行動療法、SST、音楽療法、作業療法、 地域交流・外出訓練等	南田園 3-14-6-1F TEL042-513-3621
ドリーム ボックス 拝島	【開所時間】 平日：下校時間～17 時 ※家族の都合によっては 18 時まで(要相談) 土曜、夏休み等：10 時～16 時 ※土曜は 17 時まで(要相談) 【休業日】 日曜、祝日、8/11～15、12/29～1/4 (日程は変更となる可能性があります。) 【定員】 1日 10 名 【送迎】 有 【内容】 あそびを通じた療育	熊川 202-1 ホワイトパレス拝島1F TEL042-513-0667
イッピー！	【開所時間】 平日：下校時間～17 時 土曜、夏休み等：10 時～16 時 【休業日】 日曜、祝日、12/30～1/3 【定員】 1日 10 名 【送迎】 有 【内容】 運動、制作、音楽、学習、外出等の各種プログラム	加美平 3-34-5 島田 ビル 1 階 TEL042-513-3268

ぐみの木	【開所時間】 平日：下校時間～17 時 30 分 土曜、祝日（学校休校日）、夏休み等：10 時～17 時 【休業日】：日曜、12/29～1/3 【定員】1 日 10 名 【送迎】有 【内容】生活訓練、学習サポート、お絵かき、音楽リミック、料理教室、農業体験等	福生 1062-12 AMT ビル 1F TEL042-513-4191
------	--	---

※詳細及び施設見学等については、事業所にお問い合わせください。

学童クラブ

学童クラブとは、保護者の就労等により放課後家庭で適切な育成を受けられない小学生を対象に、遊びや生活の場を設け、健全な育成を図る事業です。

入所要件	次の①、②の要件を満たすことが必要です。 ①市内に居住し、小学校に就学する児童 ②次のいずれかの事由により家庭で適切な保育が受けられない児童 ア 就労の場合(1日4時間以上かつ日曜日を除く週3日以上就労) イ 出産の場合(出産予定月とその前後2か月間) ※多胎児の場合は出産予定月とその前後3か月間 ウ 疾病・負傷の場合 エ 身体・知的・精神障害の場合 オ 親族等の介護、看護の場合(1か月以上かつ就労の場合に準じた時間・日数) カ 通学・職業訓練の場合(1か月以上かつ就労の場合に準じた時間・日数)	
心身に障害のある児童の場合	学童クラブに入所できる児童は、集団生活になじむことができる次のいずれかに該当する児童です。 ①身体障害者5級から7級までの児童 ②愛の手帳3度又は4度の児童 ③知的障害の判定・身体障害の認定を受けていない児童については、①②と同程度の児童	
育成料	月額 4,000 円 ※児童の人数、世帯の状況により減免制度もありますので、詳細は、お問い合わせください。	
クラブ活動費	月額 1,500 円(育成料とは別です。)	
開所時間 (延長育成時間を含む) 申込み	月曜～金曜日、土曜授業日 (学校休業日を除く。)	下校時～午後7時
	学校休業日	午前8時～午後7時
	日曜日、祝日及び年末年始は、開所していません。また、武蔵野台、熊川、田園の各クラブは、午前7時 30 分から及び午後8時までの延長育成を行っています。	
申込み	毎月の入所申込みは、前月の 15 日までにオンライン又は子ども政策課子ども政策係(市役所1階8-1番窓口)で受け付けています。 ※4月の入所申込みは、前年の 11 月頃に受け付けています。	
問合せ	子ども政策課 子ども政策係 TEL042-551-1733	

全ての学童クラブで、延長育成(有料)を実施しています。

延長育成時間	金額(不定期利用)	金額(定期利用)
午前8時～8時30分	300 円/回	500 円/春・冬休み期間 1,500 円/夏休み期間

午後6時～7時	300 円/回(30 分当たり)	2,000 円/月
---------	------------------	-----------

※詳細は各学童クラブへお問い合わせください。

※武蔵野台、熊川、田園の各クラブは午前7時 30 分から及び午後8時までの
延長育成を行っています。(別途育成料あり)

【各学童クラブ】

ク ラ ブ 名	目安となる学校	住 所	電 話
武蔵野台	第一・六小学校	武蔵野台1-12-2 (武蔵野台児童館内)	042-551-6732
臨時スマイル	第一小学校	福生 1055 (第一小学校内)	042-551-1120
たんぽぽ	第二小学校	熊川 559-1 (白梅会館内)	042-552-0717
臨時第2 たんぽぽ	第二小学校	熊川 623 (第二小学校内)	042-553-9402
熊 川	第二・三小学校	熊川 1143-1 (熊川児童館内)	042-539-1587
臨時さくら	第三小学校	牛浜 162 (第三小学校内)	042-552-8255
わかぎり	第四小学校	福生 1280-1 (わかぎり会館内)	042-551-8165
臨時ゴッチ	第五小学校	南田園 1-2-2(第五小学校内)	042-552-0445
亀の子	第六小学校	加美平1-20-6 (かえで会館内)	042-552-0446
臨時第2 亀の子	第六小学校	加美平1-9-1 (第六小学校内)	042-553-2811 042-553-2812
田 園	第五・七小学校	南田園3-6-1 (田園児童館内)	042-553-3756
臨時第2 田園	第七小学校	北田園1-1-1 (第七小学校内)	042-551-4690

ふっさっ子の広場

ふっさっ子の広場は、小学校内の教室等を活用し、安全な見守りのもと、多くの友達や学年の異なる児童との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身につけ、子ども一人一人を健やかに育てていくための事業です。

実施場所	各小学校の指定教室、校庭(体育館)などを活動場所として実施しています。
実施日 実施時間	【実施日】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 学校行事等により、臨時開室や実施時間を変更する場合があります。実施スケジュールは、毎月発行されるふっさっ子の広場のおたより・子育てするならふっさ情報サイト こふくナビ等でお確かめください。 【実施時間】 放課後～午後6時 ※夏休み、冬休み、春休み等の長期休業中は、午後1時からになります。
登録 参加資格	当該小学校に在籍している小学生及びその学区に住む私立・国公立の小学生を対象に実施します。 (事前登録制) 登録は随時受け付けています。 介助が必要な方は、介助の方の同伴をお願いする場合があります。
登録方法	ふっさっ子の広場に参加するには、緊急時等における保護者への連絡先を把握するため、事前登録が必要になります。 なお、登録内容に変更があった場合は、随時ふっさっ子の広場までご連絡ください。
費用	参加、登録ともに無料です。 また、イベントへの参加は自由です。イベントが実施される日でも、通常どおり自由に学んだり遊んだりできます。
問合せ	子ども政策課 子ども政策係 TEL042-551-1733 又は、各ふっさっ子の広場

【各ふっさっ子の広場 連絡先】

学校	電話番号	学校	電話番号
福生第一小学校	042-530-2320	福生第五小学校	042-551-5068
福生第二小学校	042-530-7751	福生第六小学校	042-551-4581
福生第三小学校	042-551-0528	福生第七小学校	042-551-9381
福生第四小学校	042-530-2234		

医療機関

市内の産科・婦人科・小児科のある医療機関

診療時間、休診日などは各医療機関にお問い合わせください。（令和7年4月1日現在）

医療機関名(診療科目)	電 話	住 所
青山医院(内・小)	042-530-3011	福生 656-1 1階
岡村クリニック(産婦・内)	042-530-5644	福生 886-4
笠井クリニック (内・小・皮・精・循内・糖内分内)	042-551-6611	加美平1-15-6 フルヤビル1階
公立福生病院 (内・精・小・外・整・脳・皮・泌・婦・眼・耳・ 放・麻・リハ・歯口・循内・腎内・心外・消 外)	042-551-1111	加美平1-6-1
島井内科小児科クリニック (内・小・循・皮・消・呼)	042-553-6151	牛浜 118-1 コートエレガンス ELLE-K2階
しみず小児科・内科クリニック (小・内・アレルギー(小児のみ))	042-513-3375	牛浜5-1
すみれ小児クリニック(小)	042-553-0691	本町 82-3
大聖病院(内・外・整・産婦)	042-551-1311	福生 871
東福生むさしの台クリニック (内・循・呼・小)	042-539-1223	武蔵野台1-1-7 センチュリー武蔵野台1階2号室
山口外科医院(外・整・胃・小)	042-553-1177	志茂 233

※各医療証をお持ちの方は被保険者資格が確認できるものと一緒に医療機関の窓口に提示してください。

市内の助産院

診療時間、休診日などは直接お問い合わせください。

助産院	電 話	住 所
森田助産院	042-551-0323	志茂 83

救急医療指定病院

小児科のある近隣の病院(夜間や休日の対応可能)です。

受診の際は、事前に電話でお問い合わせください。

医療機関名	電 話	住 所
市立青梅総合医療センター	0428-22-3191	青梅市東青梅4-16-5
太陽こども病院	042-544-7511	昭島市松原町1-2-1
公立福生病院	042-551-1111	加美平1-6-1

※福生病院は原則として内科系・外科系の二次救急医療機関です、

小児科医が担当の場合もありますので事前に電話でお問い合わせください。

休日・準夜診療

休日・準夜診療	電 話	住 所
【休日診療】 福生市休日診療所 日曜、祝日 午前9時～正午 午後1時～5時	042-552-0099	福生 2125-3 福生市保健センター内
【準夜診療】 指定医療機関 第1・第5日曜：羽村市内 第2・第3・第4日曜・祝日：福生市内 午後5時～10 時	※詳しくは各月 15 日号広報ふっさや 市ホームページをご覧ください。	

※受付は診療時間終了の 15 分前までです。

※年末年始の診療は、広報ふっさや市ホームページをご覧ください。

※年齢や症状によっては、他医療機関を紹介する場合があります。

医療機関案内サービス等

医療機関・薬局公的検索システム「医療情報ネット」

・全国の医療機関、薬局の検索ができます。

・ホームページ

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>

※多言語翻訳(英語、中国語、韓国語)音声読み上げに対応しています。

東京消防庁救急相談センター (24 時間)

・#7119(携帯電話・PHS・プッシュ回線)

・電 話 042-521-2323

東京都こども医療ガイド

・ホームページ <https://www.guide.metro.tokyo.lg.jp/>

相談したい

様々な相談窓口があります。困ったときなど、お気軽にご相談ください。

子育て総合相談

子どもと家庭に関するあらゆる相談（電話相談・面接相談）をお受けしています。どこに相談したらいいかわからない場合もお気軽にお問い合わせください。

福生市こども家庭センター	
相談等 受付	月～金曜日 午前8時 30 分～午後5時 15 分 水曜日 午前8時 30 分～午後8時 土曜日 午前8時 30 分～正午、午後1時～5時 15 分 ※日、祝日、年末年始は休館
問合せ	こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555 福生 2125-3 保健センター2階

児童に関するあらゆる相談

児童相談所では児童虐待以外にも心身障害、非行等子どもに関する相談を受け付けています。

東京都立川児童相談所	
受付	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※土、日、祝日、年末年始は休所
問合せ	立川市柴崎町2-21-19 東京都立川福祉保健庁舎3階 TEL 042-523-1321

障害者(児)相談

障害者(児)の福祉サービス等に関する相談窓口です。

受付	月～金(祝日、年末年始を除く。)※土曜は事前に要電話確認 午前8時 30 分～午後5時 15 分
問合せ	障害福祉課 相談支援係 TEL042-551-1691

発達に関する相談

お子さんの発達に関する相談をお受けしています。

受付	月～金、第2・第4土曜日 午前9時～午後5時 15 分(祝日・年末年始を除く)
問合せ	児童発達支援センター TEL042-539-1131

巡回相談

市内の幼稚園・保育園に巡回し、お子さんの子育てや発達に関するご相談をお受けしています。直接電話もしくは、来所にてご申請ください。通っている園で、巡回相談の申込みもできます。

対象	福生市に住民登録がある乳幼児及びその保護者
----	-----------------------

受付	月・火・木・金・土 午前8時 30 分～午後5時 15 分 水 午前8時 30 分～午後8時 00 分 (祝日、年末年始を除く) ※なお、状況によって時間等変更になる場合があります
問合せ	こども家庭センター課 母子保健係 TEL042-552-0312

身近な地域での相談

市内の各地域に民生委員・児童委員がおり、地域でのお困りごとの相談に応じています。また、子どもの福祉を専門に担当する主任児童委員がいます。地区の担当委員についてはお問い合わせください。

【問合せ】 社会福祉課 福祉総務係 TEL042-551-1522

ひとり親家庭、女性相談

ひとり親(母子、父子)家庭や女性の生活等に関する相談をお受けしています。

受付	月～金曜日、第2、4土曜日(祝日除く)午前9時～午後4時(土曜日は正午から午後1時を除く)
問合せ	こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555

女性等悩みごと相談

女性及び性的少数者が抱えるさまざまな悩みごとの相談をお受けします。専門のカウンセラーによる相談で、福生市と羽村市で行っています。相談場所は、福生市、羽村市のどちらかを選ぶことができます。※事前の予約が必要です。

対象	福生市、羽村市に住んでいる女性及び性的少数者	
相談日	福生市	毎月第2・4水曜日 午前9時～午後1時
	羽村市	毎月第1・3・5水曜日 午後1時 30 分～午後4時 30 分
場所	福生市	福生市役所 1階 第1相談室
	羽村市	羽村市役所 1階 市民相談室
予約	福生市	秘書広報課 広報広聴係 TEL042-551-1529
	羽村市	秘書広報課 市民相談係 TEL042-555-1111(内線 541)
問合せ	社会福祉課 福祉総務係 TEL042-551-1522	

その他相談

このほかにも、法律相談や少年相談等を行っています。(予約制)

詳しくは、「広報ふっさ(毎月 15 日号)」、「福生市ホームページ」をご覧ください。

【問合せ】 秘書広報課 広報広聴係 TEL042-551-1529

【ホームページ】<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/consultation/thismonth/index.html>

各種手当・助成制度

子どもの健全育成等を目的とした手当や助成制度があります。

児童手当

お子さんの出生後、申請ができます。手当の申請をした月の翌月分からの支給となりますので、早めに申請をしてください。(月末出生日の場合、15 日特例があります。詳細はお問い合わせください。)公務員の方は勤務先で申請をしてください。

対 象	高校生年代までのお子さんを養育している方
児童手当 月 額	0～3歳未満 15,000 円 3歳以上高校修了まで 10,000 円 第3子以降(一律) 30,000 円
そ の 他	所得制限はありません。※所得確認は必要です。
問 合 せ	子ども育成課 手当助成係 TEL042-551-1737

乳幼児医療費助成制度

健康保険診療の自己負担分を助成します。(入院時の食事療養費、薬の容器代等は除きます。)お子さんが出生後、申請をしてください。

対 象	義務教育就学前の児童を養育している方
支 給	原則は都内医療機関での医療の現物給付となりますが、旅行先(都外)等で受診した場合、健康保険診療自己負担分を後から払い戻すことができる場合があります。詳細はお問い合わせください。
そ の 他	①対象児童すべてが保護者の所得に関わりなく助成を受けることができます。 ※所得確認は必要です。 ②児童が健康保険に加入している必要があります。
問 合 せ	子ども育成課 手当助成係 TEL042-551-1737

義務教育就学児医療費助成制度

健康保険診療の自己負担分を助成します。(入院時の食事療養費、薬の容器代等は除きます。)

※ただし、通院(調剤を除く)1回当たり200円(上限額)は自己負担となります。

対象	義務教育就学児(小学1年生～中学3年生)を養育している方
支給	乳幼児医療費助成制度と同様です。
その他	①対象児童すべてが保護者の所得に関わりなく助成を受けることができます。 ※所得確認は必要です。 ②児童が健康保険に加入している必要があります。
問合せ	子ども育成課 手当助成係 TEL042-551-1737

高校生等医療費助成制度

健康保険診療の自己負担分を助成します。(入院時の食事療養費、薬の容器代等は除きます。)

※ただし、通院(調剤を除く)1回当たり200円(上限額)は自己負担となります。

対象	高校生等(高校1年生～3年生相当)を養育している方
支給	乳幼児医療費助成制度と同様です。
その他	①対象の高校生等すべてが保護者の所得に関わりなく助成を受けることができます。 ※所得確認は必要です。 ②高校生等が健康保険に加入している必要があります。
問合せ	子ども育成課 手当助成係 TEL 042-551-1737

自立支援医療(育成医療)制度

この制度は、次の要件を全て満たす18歳未満の児童の医療費の一部を助成する制度です。住民税額により保護者の方の自己負担があるほか、所得制限があります。なお、この制度は他の医療費助成制度より優先される制度です。該当する方は申請をしてください。

対象児童の条件	①保護者が福生市内に在住すること。 ②身体に機能障害があり、手術等によって回復が見込まれること。 ③指定の医療機関で治療すること。
対象となる障害・疾患	肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓(じんぞう)機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害、その他の先天性内臓機能障害
自己負担	自己負担額は医療費の1割です。ただし、住民税額により自己負担上限額が設定されます。※入院時の食事療養費は自己負担となります。
問合せ	子ども育成課 手当助成係 TEL042-551-1737

児童育成手当(障害手当)

一定の障害を持つ 20 歳未満のお子さんを養育する方に支給される手当です。
所得制限があります。

対象児童の 障害判定基準	おおむね身体障害者手帳1～2級程度、 おおむね愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺、進行性筋委縮症
手当月額	対象児童1人につき 15,500 円
その他	毎年5月が認定の切り替え月になります。所得額等で前年度該当しなかった方でも、該当になる場合があります。詳細はお問い合わせください。
問合せ	子ども育成課 手当助成係 TEL042-551-1737

特別児童扶養手当

一定の障害を持つ 20 歳未満のお子さんを養育する方に支給される手当です。
所得制限があります。

対象児童の 障害判定基準	①おおむね身体障害者手帳1～3級程度。その他内部障害。 ②おおむね愛の手帳1～3度程度。 ③上記①・②と同程度の疾病もしくは、身体または精神の障害 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度なときでも該当となることがあります。
手当月額	対象児童1人につき 1級 56,800 円 2級 37,830 円 ※この等級は特別児童扶養手当のもので、手帳の等級とは異なります。
問合せ	子ども育成課 手当助成係 TEL042-551-1737

中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象	・福生市内に居住している 18 歳未満の者 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象となる聴覚障害を有しない者 ・両耳の聴力レベルがおおむね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者 ※上記のいずれにも該当する児童
助成基準 について	・補聴器(本体) 144,900 円 ・補聴器(デジタル加算) 2,000 円 等 ※原則片耳への支給となりますが、教育上、生活上特に必要があると認められる場合は両耳に支給します。

利用者負担	原則1割の利用者負担が生じます。ただし、対象者が属する世帯が住民税非課税の場合、利用者負担は発生しません。（補聴器の購入費用が基準額以上の場合、超過分は利用者負担となります。）
問合せ	障害福祉課 相談支援係 TEL042-551-1691

ひとり親家庭等への各種制度

父母が離婚、死亡などの母子家庭や父子家庭、父または母に重度の障害がある場合に対象となる手当や制度があります。手当、制度の内容によって、自己負担のある場合や、該当にならない場合もあります。詳細はお問い合わせください。

（窓口：子ども育成課 手当助成係）

制度の種類 〈対象世帯〉	内 容 等
児童育成手当 （育成手当） 〈母子、父子家庭等〉	手当の支給 ※父母が離婚、死亡、父または母が重度障害者等の場合に該当
児童扶養手当 〈母子、父子家庭等〉	手当の支給 ※父母が離婚、死亡、父または母が重度障害者等の場合に該当
ひとり親家庭等 医療費助成制度 〈母子、父子家庭等〉	健康保険診療の自己負担額を助成（入院時の食事療養費等を除く） ※前年度の住民税が課税されている世帯は1割負担 ※国保、健康保険等の加入者のみ該当
ひとり親家庭ホームヘルプ サービス 〈母子、父子家庭等〉	ひとり親の家庭であって、家事または育児等の日常生活に著しく支障をきたしている家庭で次のときにホームヘルパーを派遣 ・ひとり親家庭となってから2年以内の場合 ・技能習得のため通学している場合 ・就職活動等を行う場合 ・疾病、冠婚葬祭、残業、公的行事への参加等により一時的な援助が必要な場合 ・未就学児又は小学校に就学している児童がいる方で、就業上の理由により定期的に援助が必要な場合 ※保育園・幼稚園・学童の利用が優先となります。
問合せ	子ども育成課 手当助成係 TEL042-551-1737

(窓口:こども家庭センター課 こども家庭支援係)

制度の種類 〈対象世帯〉	内 容 等
母子家庭等高等職業訓練 促進給付金 〈母子・父子家庭〉	就業に必要な資格取得のために養成機関で1年以上修業する場合、訓練促進給付金を支給
母子家庭等自立支援 教育訓練給付金 〈母子・父子家庭〉	就業を目的とした教育訓練の講座を修了した場合、一般・特定一般教育訓練は受講料の60%、専門実践教育訓練は最大85%を支給(教育訓練講座や雇用保険制度による給付金の対象可否によって支給額が異なります。)
ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験 合格支援事業 〈母子・父子家庭〉	高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講する場合、開始時、修了時、合格時に給付金を支給
母子及び父子福祉資金 貸付制度 〈母子・父子家庭〉	母子家庭の母又は父子家庭の父で、20歳未満の児童を扶養している方への貸付金。貸付けが自立につながると判断され、償還の計画を立てることができる場合に転宅資金、修学資金、就学支度資金等を貸付け
問合せ	こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555

※支給を受けるためには、事前の相談が必要となります。

市内の公共施設

児童館

児童館では、子どもたちが遊びを通して仲間づくりや様々な活動やイベントを行っています。幼児の遊び場や親子事業もあり、保護者などの交流の場でもあります。子育てに関する情報交換や、相談にも応じています。

開館時間	月～金曜日	土曜、日曜、祝日
夏季 (4月～9月)	午前9時～午後6時(中学生以下) 午前9時～午後9時(高校生)	午前9時～午後6時
冬季 (10月～3月)	午前9時～午後5時(小学生) 午前9時～午後6時(乳幼児・中学生) 午前9時～午後9時(高校生)	午前9時～午後6時 (小学生は午後5時まで)
休館日	毎月最終日曜日、年末年始	

児童館名	住 所	電 話
田園児童館	南田園3-6-1	042-552-3133
武蔵野台児童館	武蔵野台1-12-2	042-553-8822
熊川児童館	熊川 1143-1	042-539-1515

体育館

体育館では親子体操や幼児向けの体操等を行っています。福生地域体育館では、託児付き事業を実施しています。

体育館名	開館日、時間	住所	電話
中央体育館	火～日曜日 午前9時～午後10時	北田園2-9-1	042-552-5511
熊川地域体育館	月～日曜日 午前9時～午後10時	熊川 380-7	042-552-1980
福生地域体育館	月～金曜日 午前9時～午後11時 土・日・祝日 午前8時～午後10時	武蔵野台1-8-7	042-530-8811
休館日	中央体育館：毎週月曜日、年末年始 熊川地域体育館：毎月第2月曜日、年末年始 福生地域体育館：毎月第4月曜日、年末年始 ※休館日が祝日にあたる場合は翌平日		

※詳細は各体育館にお問い合わせください。

公民館

公民館では保育室講座、子ども向け講座等を行っています。

公民館名	開館日、時間	住所	電話
公民館本館 (市民会館併設)	火～日曜日 午前9時～午後10時	公民館係 牛浜 163 さくら会館内	042-552-2118
松 林 会 館		武蔵野台1-15-1	042-552-3624
白 梅 会 館		熊川 559-1	042-553-3454
休館日	月曜日(祝日の場合は、翌平日)、年末年始		

図書館

図書館では子どもたちに本に親しんでもらうために、おはなし会など、各種イベントを行っています。また、乳幼児向けおすすめ絵本の紹介冊子「はじめのいっぽ」「すてっぷ」を配布しています。

詳しくは、図書館ホームページ (<https://www.lib.fussa.tokyo.jp>)
または『子育てするならふっさ情報サイト こふくナビ』をご覧ください。

図 書 館 名	開館日、時間	住 所	電 話
S&Dたまぐー福生 中央図書館	火～金曜日 午前 10 時～午後8時	熊川 850-1	042-553-3111
	土、日、祝日 午前 10 時～午後5時		
わかぎり図書館	火～日曜日、祝日 午前 10 時～午後5時	福生 1280-1	042-552-7421
わかたけ図書館	火～日曜日、祝日 午前 10 時～午後5時	熊川 199-1	042-551-0083
武蔵野台図書館	火、水、土、日、祝日 午前 10 時～午後5時	武蔵野台 1-12-2	042-553-8881
	木、金曜日 午前 10 時～午後8時		
休館日	月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始、特別整理日、年度末整理日		

【おはなし会】

絵本の読み聞かせ、パネルシアター等、幼児から小学生が楽しめる内容です。

場 所	日 時	
S&Dたまぐー福生 中央図書館	第2・4水曜日	午後3時 30 分～
	第1土曜日	午後3時～
わかぎり図書館	第2木曜日	午後3時 30 分～
わかたけ図書館	第4水曜日	午後3時～
武蔵野台図書館	第3水曜日	午後3時 30 分～

※休館日は除く。祝日と重なった場合は変更することがあります。

【乳幼児おはなし会】

手遊び等を取り入れた乳幼児向けのおはなし会です。

場 所	日 時	
S&Dたまぐー福生 中央図書館	第1・3火曜日	午前11時～
	第4水曜日	午前11時～
わかぎり図書館	第3木曜日	午前11時～
わかたけ図書館	第3水曜日	午前11時～
武蔵野台図書館	第3水曜日	午前11時～

※休館日は除く。祝日と重なった場合は変更することがあります。

【乳幼児タイム】

図書館では、乳幼児をお連れの方が気兼ねなくご利用いただけるように“乳幼児タイム”という時間を設けています。

場 所	日 時	
S&Dたまぐー福生 中央図書館	毎週火曜日	午前 10 時 30 分～正午
	毎週水曜日	午前 10 時 30 分～正午
わかぎり図書館	毎週木曜日	午前 10 時 30 分～正午
わかたけ図書館	毎週水曜日	午前 10 時 30 分～正午
武蔵野台図書館	毎週水曜日	午前 10 時 30 分～正午

※休館日・祝日は除く。



市内の主な公園

このほかにもいろいろな公園があります。

お散歩しながらお気に入りの場所を見つけてください。

公園の名称	住所	特徴など
福生公園	牛浜 163	大きな複合遊具(ローラー滑り台等)があります。
フレンドシップパーク	福生 2351-11	国道 16 号線に面した公園でヘリコプター型遊具があります。
中福生公園	福生 443-1	噴水のある池があります。
福生柳山公園	北田園 2-8-2	川のせせらぎや鳥のさえずりを楽しめます。桜の時期も素敵です。
福生南公園 (駐車場あり)	南田園 1-1-1	開放的な公園。じゃぶじゃぶ池、バーベキュー施設(要予約)やアスレチック遊具もあります。
ほたる公園	南田園 3-9-1	6月には、ほたる祭が開催され、蛍の飛翔が最盛期となります。
日光橋公園 (駐車場あり)	熊川 1386-1	拝島駅に近く、玉川上水沿いを散策することもできます。大きな複合遊具のある公園です。
多摩川中央公園 (駐車場あり)	北田園1丁目先	河川敷にある自然をいかした公園。バーベキュー施設(要予約)、大きな芝生の広場もあります。
原ヶ谷戸どんぐり公園	福生 196-7	園内に散策路があり、散歩をしながら、自然を満喫できます。
福東トモダチ公園	熊川 1573-1	散策路や幼児用遊具、健康遊具等がある憩いの場所です。

【問合せ】 環境政策課 緑と公園係 TEL042-551-1985

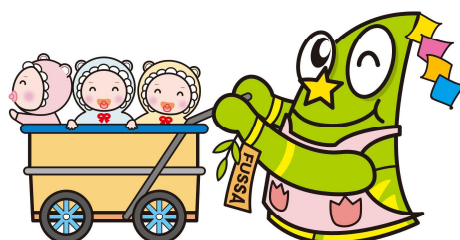
おむつがえ・授乳室がある施設(赤ちゃん・ふらっと)

次の施設には小さなお子さんのおむつがえ、授乳室を備えています。

授乳用のお湯の提供もできますので、ご利用の際は施設職員にお声がけください。

施 設 名	住 所	電 話
市役所本庁舎	本町5	042-551-1511
もくせい会館	本町 18	042-551-1511
子ども応援館1階 ふれあい広場	北田園2-5-7	042-551-7700
市民会館	福生 2455	042-552-1711
保健センター	福生 2125-3	042-552-0061
S&Dたまぐー福生 中央図書館	熊川 850-1	042-553-3111
武蔵野台図書館	武蔵野台1-12-2	042-553-8881
わかたけ会館	熊川 199-1	042-551-0083
わかぎり会館	福生 1280-1	042-552-7421
田園児童館	南田園3-6-1	042-552-3133
熊川児童館	熊川 1143-1	042-539-1515
扶桑会館	本町 92-5	042-552-6717

※施設によっては閉館している日もありますので、あらかじめご了承のうえご利用ください。



みんなの力で防ごう 児童虐待

児童虐待の原因は様々ですが、育児環境の孤立化が大きな要因と言われています。もちろん、一番の被害者は子どもですが、児童虐待をする人も、「困った人」ではなく、「困っている人」かもしれません。誰かに虐待を止めてもらいたいかもしれません。「あれ？ もしかして虐待？」と思ったら、通告(通報)をお願いします。その通告が虐待でなかった場合でも、責任を問われることはありません。

【児童虐待とは】

身体的虐待

- 殴る、けるなどの暴力 ○逆さづり
- 冬に戸外に長時間しめだす など

性的虐待

- 性的いたづら ○性器、性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体の強要 など

心理的虐待

- 無視、拒否的な態度 ○言葉での脅し
- 夫婦げんかの目撃 など

ネグレクト(養育の怠慢、放棄)

- 衣食住の世話をしない ○車に放置
- 乳幼児を家に置き度々外出する など

《地域の中で》・虐待行為の目撃、叩く音や叫び声、不自然な泣き声など

《子どもの様子》・不自然な傷が多い、不自然な時間の徘徊、いつも空腹

衣服や身体が非常に汚れている など

《親の様子》・地域の中で孤立している、小さな子どもを置いたままで度々外出している など

このような状況に気づいたら、

こども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555

もしくは立川児童相談所 TEL042-523-1321 へ通告をお願いします！

※緊急時は福生警察署 TEL042-551-0110 へご連絡ください。(24時間対応)

もしかして虐待かも？と思ったら、次の番号にお電話してください。

お近くの児童相談所に繋がります。

虐待かもと思ったら



お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

養育家庭(ほっとファミリー)制度

養育家庭(ほっとファミリー)は、様々な理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを、養子縁組を目的とせずに、家庭に迎え一緒に生活し、養育していただく制度です。

●養育家庭の基本要件

- ・都内在住の夫婦(事実上婚姻関係と同様の事情にある方や、同性パートナーも含みます)で健康な方。
- ・配偶者がいない場合は、子どもを適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親の養育支援者として子どもの養育に関わることができる 20 歳以上の親族等がいること。
- ・経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入が生活保護基準を上回っていること。
- ・家族の構成に応じた適切な居住環境(「住生活基本計画」(国交省)の最低基準を満たす)があること。

●お預かり頂く期間、対象となる子ども

- ・1、2ヶ月の短期から長期まで必要に応じた期間、子どもを預かり育てます。長期の場合は子どもが自立する 18 歳までになることもあります。対象は、様々な理由で親と一緒に暮らすことのできない、乳児からおおむね 18 歳までの子どもです。

●養育家庭への支援等

- ・児童相談所が申込みから、子どもの紹介、養育の相談などの支援を行います。
- ・児童相談所と養育家庭(ほっとファミリー)との交流会も行っています。

なお、詳しい情報はお問い合わせください。

立川児童相談所 TEL042-523-1321

もしくはこども家庭センター課 こども家庭支援係 TEL042-539-2555

ご存知ですか？子どもの権利条約

子どもにとって、いちばんいいことを実現しよう！世界中のすべての子どもたちが持っている、基本的な権利についてうたった条約です。

【4つの原則】

1 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時には、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることができます。

4 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

※本内容は(公財)日本ユニセフ協会ホームページを参考にしています。

子ども・子育てに関係する機関の電話番号

名 称	電 話 番 号
子ども家庭部 こども家庭センター課 こども家庭支援係	042-539-2555
子ども家庭部 こども家庭センター課 母子保健係	042-552-0312
東京都立川児童相談所	042-523-1321
東京都児童相談センター(夜間、休日開所)	03-5937-2330
警視庁福生警察署	042-551-0110
東京都西多摩保健所	0428-22-6141
子ども家庭部 子ども政策課 子ども政策係	042-551-1733
子ども家庭部 子ども育成課 保育・幼稚園係	042-551-1780
子ども家庭部 子ども育成課 手当助成係	042-551-1737
福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係	042-551-1522
福祉保健部 障害福祉課 相談支援係	042-551-1691
児童発達支援センター(福祉センター内)	042-539-1131
福祉保健部 健康課 健康管理係(保健センター)	042-552-0061
教育委員会教育部 学務課 学務・給食係	042-551-1948
教育委員会教育部 教育支援課 教育支援係(教育相談室)	042-551-7700
教育委員会教育部 スポーツ推進課 スポーツ推進係	042-552-5511
公民館本館	042-552-2118
市民会館	042-552-1711
白梅会館	042-553-3454
松林会館	042-552-3624
S&Dたまぐー福生中央図書館	042-553-3111
わかざり図書館	042-552-7421
わかたけ図書館	042-551-0083
武蔵野台図書館	042-553-8881
田園児童館	042-552-3133
武蔵野台児童館	042-553-8822
熊川児童館	042-539-1515
社会福祉協議会(福祉センター内)	042-552-2121
ファミリー・サポート・センター(福祉センター内)	042-510-0904
社会福祉法人東京恵明学園(青梅市)	0428-23-0241

福生市 子育て情報 ガイドBOOK

令和7年5月 発行

発行・編集 福生市子ども家庭部 こども家庭センター課

こども家庭支援係

東京都福生市福生 2125-3

保健センター2階

TEL 042-539-2555